

(別記様式第3号関係)

産地パワーアップ事業都道府県事業実施方針

制定 平成28年 5月16日

変更 平成28年 8月19日

変更 平成29年 3月30日

変更 平成29年 10月23日

都道府県名 山口県

1 目的

本県の農業のあるべき姿に向けて、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより競争力強化を図る取組を加速化させる必要がある。

このため、「ひと」「もの」「とち」を所管する関係機関が一体となり、①やまぐち農林水産業活力創出行動計画、②山口県水田フル活用ビジョン、③山口県果樹農業振興計画、④山口県花き振興計画、⑤産地強化計画、⑥産地形成計画等と整合しつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に推進する。

2 基本方針

作物名	内容
土地利用型作物 (稲・麦・大豆)	<p>山口県水田フル活用ビジョン及び産地形成計画の実現に向けて、①結びつき米の取組を強化し、②飼料用米、加工用米、大豆、麦等の取組を標高差等の地帯別に推進する。</p> <p>また、推進にあたっては、農地集積による規模拡大、集落営農法人等の連携による機械作業の集約化、省力化技術の導入など低コスト化の取組を強化し、効率的な生産体制を確立する。</p> <p>なお、産地パワーアップ計画の策定にあたっては、次のいずれかの成果目標を設定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減<ul style="list-style-type: none">・集落営農法人等への農地集積による経営規模の拡大・集落営農法人等の連携による共同機械利用促進○販売額又は所得額の10%以上の増加<ul style="list-style-type: none">・単収の向上、高品質化及び高付加価値化による経営安定○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること<ul style="list-style-type: none">・契約栽培の拡大に向けた品種の導入拡大・集出荷貯蔵施設等共同利用施設への出荷に向けた生産体制の整備

野菜、果樹、花き	<p>山口県水田フル活用ビジョン、山口県果樹農業振興計画、山口県花き振興計画、産地強化計画及び産地形成計画の実現に向けて、やまぐちブランドの登録農産物数の増加、需要が見込まれる優良品目・品種の転換等に取り組むものとし、別紙1に定める品目・品種を対象とする。</p> <p>また、推進にあたっては、農地集積による規模拡大、集落営農法人等の連携による機械作業の集約化、省力化技術の導入など低コスト化の取組を強化し、効率的な生産体制を確立する。</p> <p>なお、産地パワーアップ計画の策定にあたっては、次のいずれかの成果目標を設定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ○販売額又は所得額の10%以上の増加 ○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
----------	--

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

産地パワーアップ事業の効果的な実施に向け、市町、JA等と連携し、推進・指導に当たるものとする。

(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画

審査は、各協議会の構成団体である県（農林事務所）又は市町に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。

また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等が作成する計画について、関係者（県、市町、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。

4 取組要件

I 基金事業

(1) 整備事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物 （稲・麦・大豆） 野菜、果樹、花き	<ul style="list-style-type: none"> ○取組要件 産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知。以下「実施要領」という。）の別紙の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○取組主体 取組主体は、産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の別表のⅡ整備事業の取組主体の欄に定められているものとする。 ○補助対象施設 実施要綱の別表のⅡ整備事業のメニューの欄に掲げる施設を助成対象とする。

(2) 生産支援事業

対象作物	取組要件
(ア) 農業機械等の導入及びリース導入	
土地利用型作物 (稲・麦・大豆) 野菜、果樹、花き	<ul style="list-style-type: none"> ○取組要件 実施要領の別紙の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○取組主体 取組主体は、実施要綱の別表の I 基金事業の取組主体の欄の 1 に定められているものとし、そのうち (5) 農業者は、認定農業者、集落営農法人、認定新規就農者、人・農地プランに位置づけられた中心経営体、農地中間管理機構から農地を借り受けた農業者のいずれかとする。 ○補助対象機械 成果目標の達成に必要な不可欠な機械とし、原則として別紙 2 に掲げる機械を事業対象とする。
(イ) 生産資材の導入等	
野菜、果樹、花き	<ul style="list-style-type: none"> ○取組要件 実施要領の別紙の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○取組主体 取組主体は、実施要綱の別表の I 基金事業の取組主体の欄の 1 に定められているものとする。 ○補助対象資材 成果目標の達成に必要な不可欠な資材とし、原則として別紙 2 に掲げる資材を事業対象とする。

(3) 効果増進事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物 (稲・麦・大豆) 野菜、果樹、花き	<ul style="list-style-type: none"> ○取組要件 実施要領の別紙の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○取組主体 取組主体は、実施要綱の別表の I 基金事業の取組主体の欄の 2 に定められているものとする。 ○補助対象機械 成果目標の達成に必要な不可欠な別紙 2 に掲げる機械を事業対象とする。

II 整備事業

実施要綱及び実施要領に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 計画申請時

地域協議会等は、産地パワーアップ計画に次の書類を添付の上、県に提出するものとする。

(ア) 整備事業

- ①取組主体事業計画書、②概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、
- ③費用対効果分析、④施設の規模算定根拠、施設の能力・稼働時間等の詳細、
- ⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規定、⑦収支計画、
- ⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、
- ⑨面積要件等の確認資料、⑩前年度の青色申告書（農業者の場合）、
- ⑪水田フル活用ビジョン、人・農地プラン等、
- ⑫成果目標の現状値の根拠資料及び目標値の設定根拠資料、⑬その他必要な資料

(イ) 生産支援事業及び効果増進事業

- ①取組主体事業計画書、②見積書等、事業費の積算根拠となる資料、
- ③導入する機械等の規模算定根拠、④機械等のカタログ、⑤位置図（改植等の場合）、
- ⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）、
- ⑦取組主体が位置づけられた水田フル活用ビジョン、人・農地プラン等、
- ⑧成果目標の現状値の根拠資料及び目標値の設定根拠資料、⑨その他必要な資料

(2) 請求時

取組主体は、次の書類を添付の上、実績報告書を地域協議会等へ提出し、地域協議会等は事業の完了を確認の上、県へ実績報告書を提出することとする。

(ア) 整備事業

- ①出来高設計書、②業者選定（競争入札）関係書類、③納品書・請求書、④完成写真、
- ⑤財産管理台帳、⑥施設の管理運営規定、⑦その他必要な書類

(イ) 生産支援事業及び効果増進事業

- ①業者選定関係書類、②発注書・契約書、③納品書・請求書、④完成写真、
- ⑥その他必要な書類

6 産地パワーアップ計画の認定の優先順位の設定方法

産地パワーアップ計画の認定に当たっては、別紙3のとおりポイントを設定し、ポイントの合計の高い順に並べ、予算枠の範囲内でポイントが上位の産地パワーアップ計画から順に予算枠の配分を行う。

なお、整備事業で共同利用施設の整備を行う場合は、ポイントを2倍とする。

ただし、ポイントの合計が同点の場合は助成金額の少ない計画を優先し、①成果目標、②県重点推進品目、③地域優先順位、④面積の順にポイントが高い計画から認定する。

7 取組主体助成金の交付方法

(1) 計画申請時

地域協議会等は、取組主体事業計画をとりまとめの上、産地パワーアップ計画を作成し、県に提出するものとする。

(2) 請求時

取組主体助成金は、山口県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日付け平28農業振興第43号）に基づき交付するものとし、取組主体は原則として、市町を経由して県に請求するものとする。

県は原則として、市町を経由して取組主体に取組主体助成金を交付するものとする。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

○契約に当たっての条件（一般競争入札等）

整備事業については、原則として一般競争入札に付すこととする。生産支援事業、効果増進事業のうちリース方式により導入する農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該機械等の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札の実施または複数の業者より見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図ることとする。

○助成金の返納

取組主体または共同申請者が、助成金を受けた後に実施要綱等に定める要件を満たさないことが判明した場合には、当該助成金の全部又は一部を速やかに返納しなければならない。

○財産の管理等

取組主体は、本事業により整備した施設を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に則して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

○財産処分の制限

処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ県知事の承認を受けなければならない。

○事業完了

取組主体の事業実施期間は2年以内とするが、単年度ごとの事業計画を策定し、事業実施期間内に事業を完了することとする。

○上記条件の他、国の実施要綱・要領を準用する。